

平成28年3月
防 衛 省

我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律等の施行に伴う防衛省関係省令の整備に関する省令の制定について

我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律等の施行に伴う防衛省関係省令の整備に関する省令（平成28年防衛省令第7号。以下「整備省令」という。）につきましては、我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律（平成27年法律第76号）及び国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律（平成27年法律第77号）の施行に伴い、防衛出動の対象となる事態が追加されたこと等を受けて、自衛隊法施行規則（昭和29年総理府令第40号）等の所要の改正を行ったものです。

整備省令による自衛隊法施行規則の改正のうち、第86条の29の改正及び第86条の30の改正（第86条の29第1項の項の改正規定に限る。）は武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号。以下、「武力攻撃事態対処法」という。）の題名の改正に伴う単なる規定の整理であり、別表第22及び別表第23の改正は自衛隊法（昭和29年法律第165号）第124条の第123条への条ずれ及び同法第125条の第124条への条ずれに伴う単なる規定の整理であり、武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律施行規則（平成16年内閣府令第75号）の改正のうち、題名の改正は武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律（平成16年法律第113号）の題名の改正に伴う単なる規定の整理であり、第1条の見出し及び同条第1項の改正は同法の題名の改正に伴う単なる規定の整理及び同法に規定する「合衆国軍隊」が「特定合衆国軍隊」とされたことに伴う単なる用語の整理であり、第2条の改正は武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律施行令（平成16年政令第278号）の題名の改正に伴う単なる規定の整理であり、別記様式第2号から第5号までの改正は同法及び同令の題名の改正に伴う単なる規定の整理であり、外国軍用品審判規則（平成16年内閣府令第98号）第1条の改正は武力攻撃事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律（平成16年法律第116号）の題名の改正に伴う単なる規定の整理であり、武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律規則（平成17年内閣府令第9号）の題名並びに別記様式第1号から第4号まで及び第6号から第14号までの

改正は武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律（平成１６年法律第１１７号。以下「捕虜取扱い法」という。）の題名の改正に伴う単なる規定の整理であり、捕虜収容所処遇規則（平成１７年内閣府令第１０号）の改正のうち、第１条の改正は捕虜取扱い法の題名の改正に伴う単なる規定の整理であり、第２１条の改正は武力攻撃事態対処法の題名の改正及び捕虜取扱い法の適用対象に存立危機事態が追加されたことに伴う単なる規定の整理であり、第３４条、第４７条及び第５１条の改正は捕虜取扱い法の適用対象に存立危機事態が追加されたことに伴う単なる規定の整理であり、捕虜資格認定審査規則（平成１７年内閣府令第１１号）第１条及び別記様式の改正は武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律の題名の改正に伴う単なる規定の整理であり、いずれも当然必要とされる規定の整理であることから、行政手続法（平成５年法律第８８号）第３９条第４項第８号に該当するため意見公募手続を実施しませんでした。

今後とも防衛省・自衛隊に御協力いただけますよう、よろしくお願い申し上げます。

【問合せ先】

○ 防衛省大臣官房文書課法令審査

〒１６２－８８０１ 東京都新宿区市谷本村町５－１

TEL：０３－３２６８－３１１１（内線２０２８３）